

## ○公平委員会職員の任免，服務等に関する規則

制定 平成19年3月30日 公平委規則第2号

公平委員会職員の任免，服務，給与，被服等に関しては，法令及び規程に特別の定めのあるものを除き，管理者の補助職員の例によるものとする。

附 則

この規則は，平成19年4月1日から施行する。